第4章 学校経営改革の推進

危機管理体制の徹底

【学校保健安全法】(平成21年4月1日施行)

第1条〔目的〕

の法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における 保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において 実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事 項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

1 危機管理の必要性

学校は、児童生徒等が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。 しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故(危機と同義。以下同じ。)が発生 する。そのような事件・事故に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制 を確立しておくことが重要である。ここでいう危機管理とは、「人々の生命や心身等 に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、 被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」を指す。

2 危機管理の目的

学校における危機管理の最大の目的は、児童生徒等及び教職員の生命や心身等の安全を確保することである。そのためには、平常時から安全な環境を整備するとともに、敏感に危険を察知し、事件・事故を未然に防ぐための「事前の危機管理」、発生時に適切かつ迅速に判断・対処し、被害を最小限に抑えるための「発生時の危機管理」、心のケアや再発防止を図る「事後の危機管理」の三段階の危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面から取組を行うことが重要である。

3 児童生徒等の安全を守るための学校の役割

- (1) 児童生徒等が安全に行動し、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力の育成 ア 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を 理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。 (知識・技能)
 - イ 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な 生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりす る態度を身に付けていること。(学びに向かう力・人間性等)
- ウ 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しよう としたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けて いること。(学びに向かう力・人間性等)

(2) 安全管理・組織活動による環境・体制の整備

児童生徒等が通常使用する施設・設備の安全点検などによって、学校環境の安全確保を図るとともに、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成するなどして、円滑かつ的確な対応で児童生徒等の安全の確保を図る。

また、登下校における安全が確保されるよう、地域の実情を考慮して通学路の設定を行い、通学路の安全点検を定期的に行うとともに、保護者、警察や地域の関係者等との連携を強化する。

| 参考HP:文部科学省「文部科学省×学校安全」登下校防犯プラン

4 危機管理体制の充実

事

前の

危

理

備

る

発生

時の

危

機

管

玾

「学校事故対応に関する指針」(平成 28 年 3 月)では、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応を行うために事故対応に関する共通理解と体制整備の促進が求められている。

〇 学校における体制整備

- ・ 学校安全計画の策定・実施、危機管理マニュアルの策定⇒教職員への周知
- ・ 管理職不在時、学校外での活動時、休日における連絡体制等の体制整備
- ・ 地域や関係機関・団体等との連携

〇 安全点検の実施(安全管理の徹底)

- ・ 施設・設備の定期的な安全点検(毎学期1回以上)と臨時の安全点検
- ・ 点検結果に基づく危険箇所の明示、使用停止、修繕などの素早い対応
- 〇 避難訓練(図上シミュレーションを含む)
 - ・ 訓練・評価・改善のサイクルで実践的なマニュアルにステップアップ
 - ・ 災害種別に応じた訓練で実践力を高める、教科・領域の関連で効果的に
- 教職員研修 (新年度のできる限り早期に実施)
 - ・ 学校安全の中核となる教員の養成
 - ・ 事故統計や事故事例等を活用した情報の共有
- 〇 安全教育の充実
 - ・ 指導計画を立て、意図的・計画的に実施
 - ・ 教科等の指導、朝の会等の短時間での指導、個に応じた指導

管理下

教職員の適切な判断と指示が求められるため、危機管理マニュアル の内容を、全教職員が理解しておくことが必要。

初期対応~命を守る行動をとる~

例)地震発生の場合 落ちてこない、 倒れてこない、 移動してこない 場所に避難 例) 事故の場合

- ・生命と健康を優先
- ・応急手当の実施
- ・被害児童生徒等の 保護者への第一報

二次対応

- ・素早い情報収集
- ・臨機応変な判断
- ・正常化の偏見に注意
- ・被害児童生徒等の保護 者への連絡
- 心のケア
- チームでの危機対応

命を守る

管理外

(事後の危機管理へ)

-※正常化の偏見(正常性バイアス)

自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価 したりしてしまう人間の心理特性

事後の危機管理

立て

直

〇 児童生徒等の安否確認

- 連絡、通信手段の複線化
- 負傷者等の全容把握
- 〇 引き渡しと待機
 - ・ 事前に保護者等とルールの決定
- 対策本部の設置(重大な事件・事故発生の場合)
 - 基本調査の実施
 - 求められる機能とその業務内容を明確に(記録、連絡、報告)
 - ・ 外部との対応

例) 保護者説明会、報道機関、教育委員会

的確な情報収集・整理と発信⇒優先順位付け

例)児童生徒の様子、通学路の安全、保護者等の意見、事件・事故の概要と課題

- 〇 心のケア
 - ・ 健康観察によるストレス症状等の把握と対応
- 〇 避難所協力(自然災害の場合)
 - 事前に教職員が協力できる内容を地域や防災担当部局と整備
- 再発防止策の実施(重大な事件・事故発生の場合)
 - ・ 教職員間で共通理解し、具体的な措置



学校においては、学校保健安全法第 29 条で規定されている危険等発生時対処要領 (危機管理マニュアル)を作成するものとされている。

く作成するべき事象別の危機管理マニュアル>

- ① 事件・事故発生時の対応を想定したマニュアル
- ② 校内への不審者侵入を想定したマニュアル
- ③ 火災を想定したマニュアル
- ④ 食物アレルギー対応を想定したマニュアル
- ⑤ 大雨警報時(洪水)の対応を想定した防災マニュアル
- ⑥ 地震を想定した防災マニュアル
- ⑦ 土砂災害を想定した防災マニュアル (土砂災害が想定される学校)
- ⑧ 津波を想定した防災マニュアル (津波による浸水が想定される学校)

く自然災害に応じた防災マニュアルの内容>

- ① 防災マニュアルに、避難場所や避難経路を明記。
- ② 防災マニュアルに、安否確認の方法を想定。
- ③ 防災マニュアルに、保護者への引き渡しについて記載。
- ④ 特別警報、警戒レベル及び「土砂災害警戒情報」等に応じた学校の対応が必要。

※見直し・改善のポイント

作成した危機管理マニュアルは、最新の情報を参照し、実際に機能するか、訓練等を 基に検証するとともに、定期的に見直し、改善を行う必要がある。また、見直し・改善 後には、保護者や地域に最新の危機管理マニュアルを周知して理解を図るよう努める。

〈参考〉学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(平成31年 文部科学省) 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(平成24年 文部科学省) 学校事故対応に関する指針(平成28年 文部科学省)

第2次学校安全の推進に関する計画について (平成29年 文部科学省)

学校の危機管理マニュアル作成の手引(平成30年 文部科学省)

「登下校防犯プラン」(平成 30 年 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議)





